

森林環境譲与税の概要と道内における活用状況

北海道水産林務部林務局森林計画課 田戸岡 尚樹



■はじめに

「森林環境税」という税を読者のみなさんは御存知でしょうか。令和6年度から徴収が開始された国税で、既にみなさんが払っている税なのですが、令和6年9月に道が実施した調査では、税の内容を知っている人は回答者の10%、税の名称は聞いたことがあるという人は回答者の27%に留まりました。

本稿では、森林環境税と、森林環境税を財源として各市町村及び各都道府県に譲与されている「森林環境譲与税」について紹介します。

■森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨と創設までの経緯

森林の有する公益的機能としては、地球温暖化防止、国土の保全や水源の涵養など様々なものがありますが、それらの機能を十分に発揮させるためには適時に森林整備を進めていくことが重要です。一方で、間伐等が必要な森林でも、所有者の管理意欲の低下や、そもそも所有者が不明となっていて適切に管理されていない森林も多数存在します。また、林業労働者の高齢化や人手不足等も大きな課題となっています。

そういった状況を踏まえ、令和元年から、手入れが行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する森林経営管理制度が始まりました。それに併せて、森林整備や人材育成・確保等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林の公益的機能の受益者である国民が負担する形で、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林整備を目的とした新税の要望は最近出てきたものではなく、40年近くも前から要望されてきたものです。林野庁は、昭和61年度税制改正要望において森林の水源涵養機能を確保するための「水源税」の導入を要望し、昭和62年度税制改正要望でも「森林・河川緊急整備税」の導入を要望しましたが、いずれも

見送られました。

平成3年には地方交付税の枠外に「森林交付税」を創設することが提唱され、全国規模で市町村団体による運動が展開されたことを発端に、平成15年には森林交付税から「全国森林環境・水源税」に、平成18年には「全国森林環境税」の名称で新税の創設を目指す方針に転換されました。

林野庁としても、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けた森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、その財源となる税の創設を継続的に要望してきました。そして、平成25年度与党税制改正大綱で「森林吸収源対策等の財源の確保について早急に総合的な検討を行うこと」とされ、政府与党で検討が進められてきた結果、平成31年度税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることが決定されました¹⁾。林務行政にとっては40年かけてようやく実現した独自の財源です。

■森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージは図1のとおりです。森林環境税は市町村が個人住民税均等割と合わせて年額千円を賦課徴収し、都道府県を経由して国の特別会計に入ります。そして、森林環境税の収入額に相当する額が森林環境譲与税として全国の市町村と都道府県に譲与されます。この際、譲与税の10分の9が市町村に、10分の1が都道府県に譲与されます。いずれもその100分の55が私有林人工林面積（農林業センサス）、100分の20が林業就業者数（国勢調査）、100分の25が人口（国勢調査）で按分され譲与されますが、私有林人工林面積は林野率補正があり、林野率75%以上の場合は1.3倍の面積、林野率85%以上の場合は1.5倍の面積として計算されます。

また、森林環境譲与税は、森林整備が喫緊の課題であるということを踏まえ、森林環境税の徴収に先立って令和元年度から譲与が開始され、その財源には地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金が活用さ

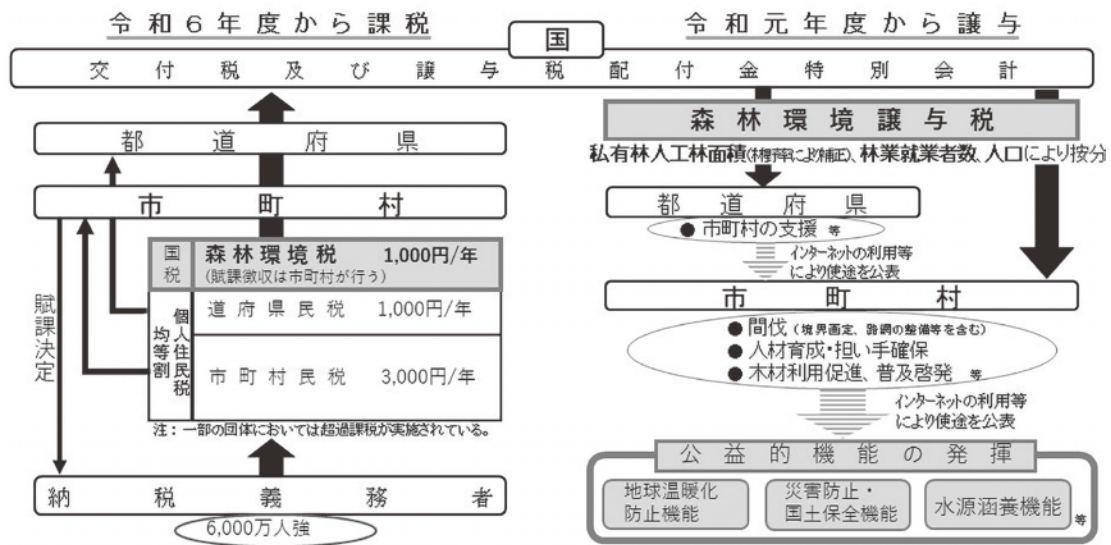


図1 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計²⁾

れました。総額で令和元年度は200億円、令和2年度と令和3年度は400億円、令和4年度と令和5年度は500億円というように段階的に増額され、令和6年度は総務省の令和6年2月のプレスリリースによると合計641億円が譲与される見込みとなっています。このうち、300億円が準備金で残りが半年分の森林環境税相当額とされています。

なお、北海道における令和6年度の譲与見込額の試算では、市町村分で44.9億円、道分で5億円となっていますが（図2）、1億円を超える市町村が5つある一

方で、100万円未満の市町村が6つあり、道内でも市町村によって譲与額には大きな差があります。

令和7年度以降は徴収される森林環境税の全額が森林環境譲与税として譲与されることとなり、600億円台の金額で継続されていく見込みとなっています。

■森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税は譲与税であり、地方公共団体がその裁量によって活用できるものですが、確実に森林整備等の財源に充てられるように、法律で使途が定めら

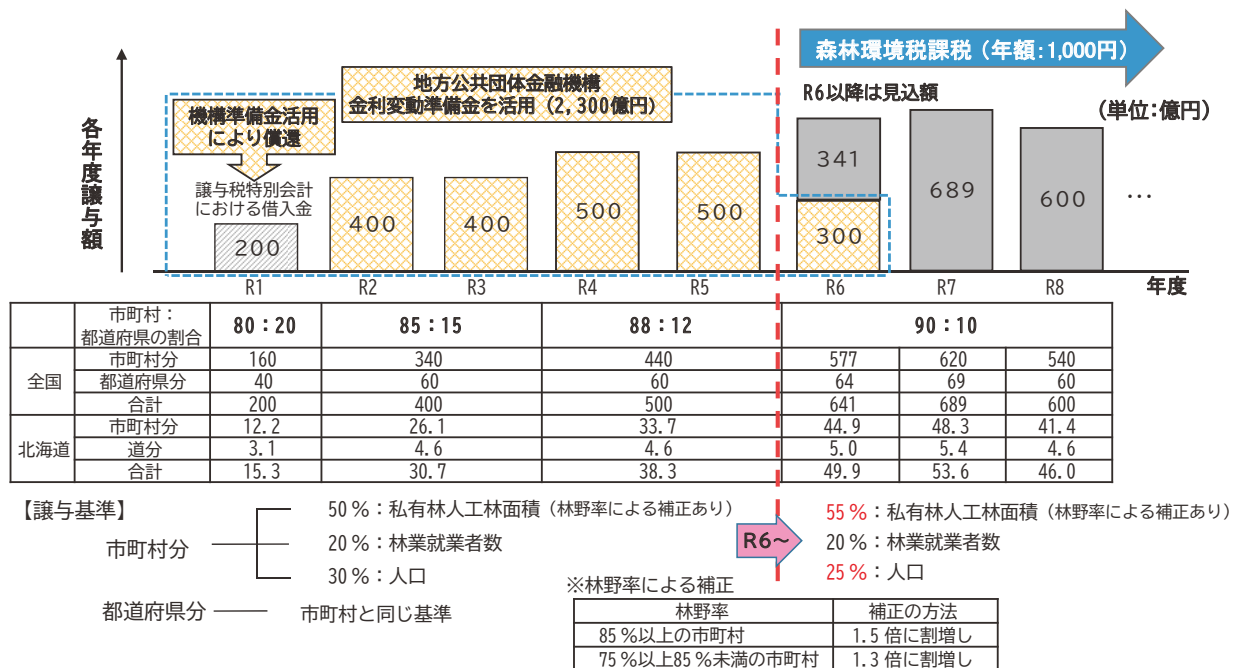


図2 森林環境譲与税譲与額の推移と譲与基準

れています。市町村では「森林の整備に関する施策」と、森林の整備の促進に資する施策として「森林の整備を担うべき人材の育成及び確保」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」、「木材の利用の促進」等の施策に使うこととなっており、都道府県では市町村が実施する施策の支援や、市町村と同じく人材育成・確保、普及啓発、木材利用等の施策に使うこととなっています。

また、森林環境譲与税は、決算を議会の認定に付したときは遅滞なくインターネットの利用等により使途を公表しなければならないことと法律で定められており、税が森林整備等の使途に適正に活用されているかどうかを納税者である住民が確認できるようにしています。

■森林環境譲与税の活用状況

譲与が開始された当初は市町村でもどのように活用して良いか分からないという声も多く、積極的に使わずに基金に積み立てる市町村も多かったのですが、年々全国の市町村での活用事例が積み重なってきて、国や道が発行する事例集や、総務省と林野庁が作成したポジティブリストなども参考にして活用が進み、道内市町村では令和5年度に初めて譲与額を上回る活用額となりました（図3）。活用区分としては森林整備が最も多く、次いで木材利用となっています。

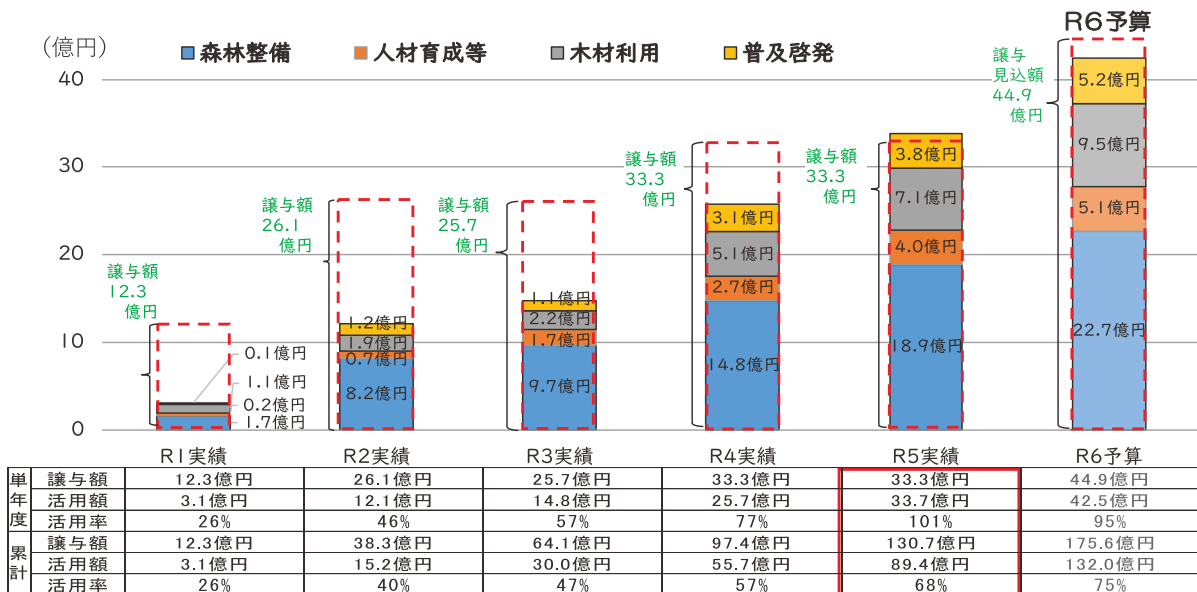
一方で、森林環境譲与税の活用がなかなか進んでいない市町村もあります。譲与額が少額で活用が難しいという話や、今後公共施設整備等における木材利用の計画があり積み立てているという話も聞いていますが、市町村や林業事業者の人員不足で活用が進まないという状況も多く聞いています。しかし、住民の理解を得るためには、市町村において、毎年少しずつでも森林整備等につながる活用が進められるとともに、広報誌を始めとした様々な媒体で住民向けの広報が行われることが重要だと考えています。

北海道の森林環境譲与税の活用については、公表している取組方針に沿って、主に市町村の森林整備につながる支援や林業の担い手の育成・確保、HOKKAIDO WOODの推進などに活用しています。詳細については「北海道 森林環境譲与税」と検索していただき、森林計画課のホームページを是非御覧ください。

■森林環境譲与税の活用事例

道内市町村の活用事例については、上記ホームページで取組事例集を公開しています（図4）。

森林整備では、国の公共補助に準じた市町村単独補助事業のほか、木材の搬出経費、路網の軽微な補修や除雪といった、国の補助事業では対象とならない事業を実施している市町村もあるなど、各市町村で現場から寄せられる課題に即した活用が進められています。



※活用状況の金額は、過年度の基金積立額の活用を含みます。
 ※R5実績及びR6予算はR6.10月末時点で自治体への聞き取り調査をとりまとめたものです。
 ※端数処理の関係上合計値や割合が一致しない場合があります。

図3 道内市町村の森林環境譲与税の活用状況の推移



図4 令和5年度 市町村取組事例集

人材の育成・確保では、地域林政アドバイザーの雇用による専門人材の確保や、労働安全に係る研修や装備への補助などの事業が実施されています。今後も森林整備を続けていくためには地域の林業の担い手の確保が不可欠であり、北森カレッジとも連携しながら、各地で様々な取組が進められています。

木材利用では、木造公共施設の建設や内装木質化に利用される事例が多いですが、札幌市では譲与開始初年度から毎年積極的に学校等の公共施設への木材利用が進められており³⁾、人口により譲与額が高くなる都市部において先導的に活用された好例です。森林環境譲与税が始まったことにより各市町村ではこれまで以上に積極的な木材利用が進められていますが、木材を利用することが森林整備につながっているということが理解されるよう、普及啓発もあわせて実施していくことが重要です。また、公園等の遊具やベンチなど、住民の目に付きやすい物に活用されている事例も多く、森林環境譲与税を活用している旨の表示をすることで、税について知ってもらう機会を増やすことができます。

普及啓発では、北海道発祥の「木育」の推進に関する事業が多く実施されています。令和5年度からは全ての振興局林務課に木育担当者が配置され、各地で木育マイスターや教育機関、企業等と連携した取組が進められています。令和6年10月に釧路市で開催された「くしろ木づなフェスティバル2024」は、地域の林業・木材産業関係者が一堂に会し、2日間で3,940人の来場者を集め盛況のうちに終わりました(写真)。地域住民が直接参加して森林・林業・木材産業に触れる機会を増やし、多くの人に応援してもらえるようにしていくことは、今後の林業・木材産業を若者に選ばれ

る成長産業にしていく上で重要なことだと考えていますので、全道各地でこのような取組が増えていくことを期待しています。



写真 くしろ木づなフェスティバル2024の様子

■おわりに

森林環境譲与税が始まった当時は、これまで独自財源がなかった林務行政に急に大きなお金が降ってきたような感覚で、どのように使って良いか戸惑いもあったと思います。私も令和2～3年の2年間、派遣で市町村職員となり、森林環境譲与税の活用策を考えましたが、需要が無かったのか使い勝手が悪かったのか、考えた事業が全然活用されず、なかなか思い通りには行かないものだと思います。

令和6年度からは森林環境税の徴収が始まり、住民から税の活用について評価を受ける機会も増えてきます。

今後も森林環境譲与税が継続されていくためには、税をしっかりと活用して森林整備を進め、住民に丁寧な説明を続けて理解を得ていくことが重要です。道としても引き続き森林環境譲与税を活用した市町村の取組をしっかりと支えていきたいと考えています。

参考資料

- 1) 林野庁森林整備部森林利用課：(参考) 森林環境税を巡る経緯, <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/221201.html>.
- 2) 林野庁森林整備部森林利用課：森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み, https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html.
- 3) 鎌田貴大：札幌市における市有建築物での道産木材活用事例, ウッディエイジ2024年9月号.